

奈良市文化芸術活動支援事業補助金について

目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、芸術家らによる表現活動の機会や環境が著しく損なわれる中、文化芸術イベントの開催にかかる会場費や動画配信にかかる費用等を支援することで、芸術家らによる活動の活性化へつなげ、延いては市民が文化芸術に触れる機会の提供を目指し、「奈良市文化芸術活動支援事業補助金」を交付する。

募集期間

令和3年10月20日（水）～令和4年2月18日（金）＊先着順受付

補助対象者

- ・市内在住者若しくは事務所が市内にある法人、又は活動の拠点が市内にある個人・法人
- ・市内に事務所又は主たる文化芸術活動の場を有する団体

補助の対象となる事業

音楽、演劇、舞踊・舞踏、伝統芸能、美術

その他、文化芸術基本法（平成29年法律第73号）第八条から第十二条までに規定する分野

補助の対象となる事業の内容

令和3年10月1日から令和4年3月6日までに実施する有料の文化事業のうち、対象施設で実施するもの（オンライン開催含む）

補助金の額

- ・動画配信にかかる経費 上限 20 万円
 - ・会場使用にかかる経費 上限 25 万円
 - ・感染防止対策にかかる経費 上限 5 万円
- ＊合計額の上限は 50 万円

予算

1500 万円（補助金額）

交付決定状況（2月18日現在）

件数	22 件
交付決定金額	9,266,040 円